

白子町国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画

第1章 計画の基本方針

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の期間

第2章 白子町の現状

- I 人口構成及び特定健康診査の受診状況
- II メタボリックシンドローム及び予備群の該当者数

第3章 対象見込み及び実施目標

- I 特定健康診査、特定保健指導の対象者
- II 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率目標

第4章 具体的な実施方法等

- I 特定健康診査の実施方法
- II 特定保健指導の実施方法
- III 個人情報の保護

第5章 その他

- I 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- II 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第1章 計画の基本方針

I 計画策定の趣旨

白子町では生活習慣病関連の疾患が死因の上位を占め、この傾向は特定健康診査、特定保健指導導入後も続いている。

この度、特定健診等実施計画の計画期間が終了するにあたり、「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第19条」に基づき、白子町における生活習慣病予防事業の円滑な実施を図るため、第3期特定健康診査等実施計画を定めることとする。

《参考》高齢者の医療の確保に関する法律

（特定健康診査等実施計画）

第19条 保険者（国民健康保険法の定めるところにより、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節において同じ。）は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- (2) 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

II 計画の期間

本計画は、法第19条第1項に基づき、6年を1期として定め、期間は、平成30年度から平成35年度までとする。

第2章 白子町の現状

I 人口構成及び特定健康診査の受診状況

白子町は平成30年1月1日現在で高齢化率が38.2%に達しており、今後更に著しい高齢化率の上昇が見込まれている。また、特定健康診査受診率は28.6%（H25）、28.5%（H26）、26.9%（H27）、29.5%（H28）、25.8%（H29暫定値）となっている。

（別紙1「人口構成」及び別紙2「特定健康診査・特定保健指導実施状況」参照）

II メタボリックシンドローム及び予備群の該当者数

	平成25年度(法定報告)	平成29年度(暫定値)
メタボリックシンドローム該当者	180人/931人(19.3%)	157人/817人(19.2%)
メタボリックシンドローム予備群該当者	96人/931人(10.3%)	55人/817人(6.7%)

第3章 対象見込み及び実施目標

(別紙3「特定健康診査受診者数見込み及び特定保健指導対象者・実施者数見込み」参照)

I 特定健康診査、特定保健指導の対象者

特定健康診査の対象者は40～74歳の白子町国民健康保険加入者とし、75歳以上の後期高齢者についても健康診査を同時に実施する。40～74歳で他の医療保険者に加入している者については、各保険者と協議のうえ、受け入れについて検討する。

特定保健指導については、白子町国民健康保険加入者を対象に実施することとする。

II 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率目標

特定健康診査受診率目標は、平成25～29年度の状況及び国の指針を踏まえ、平成30年度35%、平成31年度40%、平成32年度45%、平成33年度50%、平成34年度55%、平成35年度60%とする。

特定保健指導の実施率目標は平成30年度から平成35年度の全期間において45%とする。

メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率目標は、平成20年度の該当者数を基準とし、平成35年度において25%以上減を目指す。

第4章 具体的な実施方法等

I 特定健康診査の実施方法

1. 【実施場所】

集団健診：白子町役場農業者健康管理センター

個別健診：白子町国民健康保険と契約した各医療機関

2. 【実施項目】

「標準的な健診・保健指導プログラム」(以下「標準プログラム」という。)により示された法定の実施項目とする。選択検査等の実施基準についても標準プログラムに則ることとする。

また、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診等も同時実施する。

3.【実施時期】

集団健診:9月

個別健診:8月～12月を予定

具体的な日程については、健診実施機関と協議し、年度毎に調整する。

4.【外部委託及び委託形態】

委託先選定基準:

以下の基準を満たしていることを委託の条件とする。

①必須項目を検査できる、②検査の精度が確保できている、③電子媒体で健康診査結果を提出できる、④データ管理・個人情報管理が徹底できている

集団健診:茂原市長生郡医師会と委託契約し、巡回健診を実施する。

個別健診:茂原市長生郡医師会加盟医療機関及び公立長生病院と委託契約する。

その他、受診者数の増加等により受け入れ可能人数を超えた場合は、健診受診率及び受診者の利便性向上を図る観点から、適宜他の健診機関とも委託契約の締結を検討する。

5.【委託費用等】

委託料(平成30年度)

集団健診:6,404円(必須項目のみ)、3,132円(詳細健診)

個別健診:10,282円(必須項目のみ)、3,132円(詳細健診)

個人の費用負担 集団健診:1,000円、個別健診:2,000円

健診機関と協議し、年度毎に調整する。

6.【周知・案内方法】

特定健康診査実施の約2週間前までに、特定健康診査受診券を健診のお知らせとともに郵送により交付する。

7.【事業者健診等のデータ収集方法】

「標準プログラム」にて規定された全国統一仕様であるXML形式またはCSV形式でのデータ授受を行う。データ提供に対応できる人間ドック実施機関等と協議し、可能な限りデータを取り込む。

データ変換にともない費用が発生する場合には、適宜双方協議の上対応策を検討する。

II 特定保健指導の実施方法

1.【対象】

「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」と判定された受診者全員。

なお、介入必要度が高い65歳未満の「積極的支援」者には重点的に保健指導を実施する。

2.【内容及び時期】

(別紙4「特定健康診査・保健指導年間スケジュール」参照)

特定保健指導は町と契約した保健指導委託機関にて実施する。

委託先選定基準:

以下の基準を満たしていることを委託の条件とする。

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)において定められている、「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしている。

「情報提供」:健診終了後1～2ヵ月後を目処に、健診結果通知として、経年変化及び有所見項目に関する注意事項を記した個人表を郵送し、情報提供を図る。

「動機付け支援」:健診終了後1～2ヶ月後を目処に、健診結果通知及び初回面接への参加勧奨を行い、初回面接を実施。生活習慣改善に向けての目標設定を行う。面接は対象者1人あたり概ね30分で、委託先保健師または管理栄養士が実施する。スタッフ数及び実施日数については、対象者数に応じて適宜調整する。

初回面接後3ヶ月目に、電話・メール・アンケート郵送等により目標達成状況を確認する。

「積極的支援」:健診終了後1～2ヶ月後を目処に健診結果通知及び初回面接への参加勧奨を行い、「動機付け支援」者への面接と同時に初回面接を実施し、生活習慣改善に向けての目標設定を行う。

初回面接後、継続支援への参加希望を受け、標準プログラムに基づき、3ヶ月以上の継続的な支援又は適切な支援等を実施する。

Ⅲ 個人情報の保護

特定健康診査等の記録は、電子的標準形式によりデータベースの形で保存します。

データは健診・保健指導に係る事業においてのみ使用するものとし、外部へは持ち出さない。

なお、事業評価等を行うために外部機関又は業者へデータを提供する必要がある場合に限っては、すべてのデータを個人が特定できないよう加工した上で提供することとする。

第5章 その他

I 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

白子町国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画は、町ホームページで公表することとする。

また、特定健康診査等を実施する趣旨を周知するため、町広報紙に掲載する等し、普及啓発に努める。

II 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

進捗・達成状況については毎年評価し、必要に応じて随時計画の見直しを実施することとする。

その他、特に定めのないものについては、「標準プログラム」に基づき実施することとする。

人口構成

年 齡	住民基本台帳人口(H30.1.1)			国保被保険者数(H30.1.1)		
	計	男	女	計	男	女
0歳～4歳	289	142	147	70	38	32
5歳～9歳	364	191	173	74	44	30
10歳～14歳	367	190	177	67	37	30
15歳～19歳	413	234	179	73	38	35
20歳～24歳	422	222	200	76	35	41
25歳～29歳	414	207	207	87	42	45
30歳～34歳	506	270	236	114	63	51
35歳～39歳	532	280	252	143	76	67
39歳以下計	3,307	1,736	1,571	704	373	331
40歳～44歳	682	352	330	182	107	75
45歳～49歳	732	403	329	193	117	76
50歳～54歳	700	364	336	198	106	92
55歳～59歳	759	386	373	236	118	118
60歳～64歳	922	479	443	479	237	242
65歳～69歳	1,238	633	605	901	453	448
70歳～74歳	1,031	513	518	814	402	412
40歳～74歳計	6,064	3,130	2,934	3,003	1,540	1,463
75歳～79歳	829	409	420			
80歳～84歳	592	250	342			
85歳～	693	225	468			
75歳以上計	2,114	884	1,230			
計	11,485	5,750	5,735	3,707	1,913	1,794

特定健康診査実施状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	目標受診率
H25	3,259	931	28.6%	35%
26	3,183	907	28.5%	40%
27	3,094	833	26.9%	45%
28	2,913	860	29.5%	50%
29	3,166	817	25.8%	60%

(H29は暫定値)

特定保健指導実施状況

	健診受診者数(人)	動機付け支援		積極的支援	
		対象者数(人)	実施数(人)(実施率%)	対象者数(人)	実施数(人)(実施率%)
H25	931	105	25(23.8%)	53	13(24.5%)
26	907	90	28(31.1%)	58	10(17.2%)
27	833	80	24(30%)	45	8(17.8%)
28	860	85	21(24.7%)	47	9(19.1%)
29	817	85	16(18.8%)	39	8(20.5%)

(H29は暫定値)

特定健康診査受診者数見込み

対象者：国保40～74歳3,000人

	目標受診率	受診者数(人)
H30	35%	1,050
31	40%	1,200
32	45%	1,350
33	50%	1,500
34	55%	1,650
35	60%	1,800

特定保健指導対象者および実施者数見込み

対象者：国保40～74歳3,000人

	健診受診率	受診者数(人)	動機付け支援(人) 10.0%	積極的支援(人) 6.0%	保健指導実施者数(人)	
					動機:45%	積極:45%
H30	35%	1,050	105	63	47	28
31	40%	1,200	120	72	54	32
32	45%	1,350	135	81	61	36
33	50%	1,500	150	90	68	41
34	55%	1,650	165	99	74	45
35	60%	1,800	180	108	81	49

